

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

株式会社橘組

#### (2) 所在地

福岡市西区小戸一丁目44番9号

#### (3) 代表者

代表取締役 橘 秀二

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

令和2年5月13日

### 4 処分の理由

株式会社橘組は、令和2年2月19日午後2時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。